

浜 松 医 科 大 学
外 国 人 留 学 生 受 入 の 手 引 き

学務課国際化推進室留学生係

目 次

I. 外国人留学生について ----- 4

1. 外国人留学生の受け入れについて
 - 1.1 外国人留学生の種類
 - 1.2 国費外国人留学生の概要
 - 1.3 国費外国人留学生(大使館推薦)の受入について
 - 1.4 国費外国人留学生(大学推薦)の推薦について
 - 1.5 私費外国人留学生の受入について
2. 受入前に確認すること
 - 2.1 渡日後の滞在費について
 - 2.2 住居について
 - 2.3 安全保障輸出管理について

II. 渡日前に ----- 7

1. 受入講座で手配が必要なこと
 - 1.1 到着した留学生の大学までの移動は誰がサポートするのか
 - 1.2 到着したその日の晩、留学生が泊まる場所はどうするか
 - 1.3 国際交流会館やアプリコットヴィレッジⅢへの入居手順は?
2. 在留資格について

III. 渡日直後に ----- 10

1. 住居への入居
2. 渡日後ガイダンス
3. 区役所または東行政センターでの手続き
4. ゆうちょ銀行口座の開設手続き

IV. 留学生支援について ----- 12

1. 私費外国人留学生を対象とした奨学金
2. チューター制度
3. 日本語課外補講
4. 授業料免除
5. 留学生研究活動旅費支援制度

V. 留学生の宿舎について ----- 15

1. 国際交流会館
2. アプリコットヴィレッジIII
3. 民間アパート

VI. 留学生関連のイベントについて ----- 16

1. English Cafe
2. 留学生研修旅行
3. 留学生研究報告会(ウェルカムイベント)
4. 国際交流のつどい

VII. Q&A ----- 17

1. 留学生の生活費はどのくらいかかりますか？
2. 外国人留学生はアルバイトは可能ですか？
3. 留学生が経済的に困窮している場合、どうすればよいですか？
4. 外国語対応可能な病院について
5. 留学生が一時帰国する際に必要な手続きはありますか？

1. 外国人留学生について

1. 外国人留学生の受け入れについて

1.1 外国人留学生の種類

外国人留学生とは、外国籍を持ち、「出入国管理及び難民認定法」で定める「留学」の在留資格で在留する学生を指します。

本学大学院で正規生として受け入れる留学生には主に国費外国人留学生（大使館推薦・大学推薦）と私費外国人留学生の3種類があります。

国費外国人留学生 (大使館推薦)	在外日本公館を通じて海外で学生を募集するものです。 学生から本学に受入希望が届きましたら、留学生係より候補者の希望する講座等へ受入可否を照会します。
国費外国人留学生 (大学推薦)	海外の大学から推薦された者を、日本の受入れ大学より文部科学省に国費外国人留学生として推薦する制度です。各講座からの推薦が可能です。
私費外国人留学生	上記の国費外国人留学生を除いた、私費で日本に留学する留学生です。

1.2 国費外国人留学生の概要

国費外国人留学生とは、日本政府（文部科学省）奨学金留学生を指します。

海外から優秀な留学生を受け入れることにより、国際交流・友好親善の促進及び諸外国の人材育成に資するとともに、我が国における大学等の国際化の進展、それを通じた教育研究力の向上、ひいては社会全体の国際化・活性化に貢献し、我が国と世界の発展に寄与することを目的とする制度です。

奨学金等

国費外国人留学生の奨学金月額

・研究留学生（大学院レベル）博士課程 月額 145,000円

*金額は文部科学省により見直しが行われることがあります。

また、入学料、授業料はすべて免除されます。

渡日、帰国旅費

国費外国人留学生には、渡日、帰国の際の旅費として文部科学省より航空券が支給されます（規定による条件あり）。帰国旅費については帰国希望日の2か月前から手続きを行う必要がありますので、帰国の予定は留学生係に共有するよう指導してください。

在籍報告

国費外国人留学生は、毎月指定の日時まで在籍簿に署名し、在籍報告をしなければなりません。その月の1日から末日までに在籍報告ができない場合は、その月の奨学金は支給されません。在籍報告は国際化推進センター窓口にて行えます。

奨学金支給取り止めについて

国費外国人留学生が退学あるいは除籍となった場合、留年した場合、又は学業成績不良や停学等により標準修業年限内での卒業（若しくは修了）が不可能であることが確定した場合、その他奨学金支給停止事項に該当した場合は、その時点（遅くとも当該年度末）で奨学金の支給が取り止めとなります。

1.3 国費外国人留学生(大使館推薦)の受入について

国費外国人留学生(大使館推薦)は募集対象国の在外日本公館を通じて募集するもので、在外日本公館で現地の学生に対して第一次選考（書類審査、筆記試験、面接）が行われます。第一次選考に合格した候補者は、7月～8月にかけて入学を希望する大学の留学生担当部署へ受入内諾書を得るための連絡を取ることができます。

本学に受入希望が届きましたら、留学生係より候補者の希望する講座等へ受入可否を照会します。

1.4 国費外国人留学生(大学推薦)の推薦について

国費外国人留学生(大学推薦)は各講座等にて医学専攻博士課程で受入予定の外国人留学生を推薦することが可能で、例年11月頃に留学生係から学内各講座等へ推薦依頼を行います。各講座からの推薦受理後、学内選考の上文部科学省へ推薦します。6月頃に採用が決定し、採用された留学生は本学入試を経て10月に渡日します。なお、本学の国費外国人留学生(大学推薦)の推薦枠は例年2名程度です。

詳細は以下の URL をご確認ください。募集要項や申請書類の様式が掲載されています。

[国費外国人留学生制度について：文部科学省 \(mext.go.jp\)](http://mext.go.jp)

1.5 私費外国人留学生の受入について

・入学試験について

外国人留学生の入学試験要項は以下の URL に掲載されています。

詳細は入試課入学試験係へお問い合わせください。

浜松医科大学 HP→入試情報→大学院→学生募集要項等

[学生募集要項等 | 国立大学法人 浜松医科大学 \(hama-med.ac.jp\)](http://hama-med.ac.jp)

2. 受入前に確認すること

※ 本学を受験するにあたり、学生が現在の就業先・就学先から留学の許可をとっているか必ずご確認ください。入学手続き後は、秋入学は10月から、春入学は4月から、入学料と授業料が発生します（本人の事情により渡日がかかわなかった場合も支払いの義務が生じます）。

2.1 渡日後の滞在費について

入学後2か月～4か月以内に発生する費用としては、以下のようなものがあります。

入学料と初回授業料（半期分）：約20万円（それぞれ免除申請の上で最大限免除された場合）

寮の初期費用（入居時）：約3万円から6万円（部屋による）

布団・食器類など生活用品購入費：3万円～

生活費（食費・水道光熱費など）：月7万円～

寮費：月2万円～4万4千円（部屋による）

※国費留学生は入学料、授業料の個人負担はありません。

※本学奨学金だけでは生活が難しい場合があります。

また、日本政府奨学金（国費）、本学国際交流奨学金とも、初回の支給は日本での銀行口座開設後になるため、渡日してから1～2か月後となります。

そのため、入学希望者には渡日費用、授業料・入学料のほか、当面の生活費（寮の費用含む）として少なくとも30万円程度は自国で用意し、難しい場合は用意ができてから受験するようご案内ください。

【参考】

浜松医科大学 HP→入試情報→入学金・授業料・奨学金制度等

[入学金・授業料・奨学金制度等 | 国立大学法人 浜松医科大学 \(hama-med.ac.jp\)](http://hama-med.ac.jp)

浜松医科大学 HP→キャンパスライフ→授業料・授業料免除

[授業料・授業料免除 | 国立大学法人 浜松医科大学 \(hama-med.ac.jp\)](http://hama-med.ac.jp)

2.2 住居について

新入留学生は、国際交流会館、アプリコットヴィレッジⅢのどちらかに入居することができますが、近年の国際交流会館入居状況により、渡日後2年前後で国際交流会館は退去して民間アパートに入居するよう依頼する可能性があります。その場合は講座でもサポートをしていただきたいので、ご承知おきください。

2.3 安全保障輸出管理について

浜松医科大学では、「国立大学法人浜松医科大学安全保障輸出管理規程」を制定しており、実験機器等の海外への持ち出し（＝輸出）、海外等への技術の提供（外国人等を大学に受け入れる場合も含みます）を行う場合には、それを行う先生ご本人がご確認を行い、武器等に転用される不安がある場合には、研究協力課にご相談いただくことになっています。なお、浜松医科大学の安全保障輸出管理に関する手続きについては、以下のページを参照願います。留学生の受け入れ前には是非ご一読願います。

[安全保障輸出管理 | 国立大学法人 浜松医科大学 \(hama-med.ac.jp\)](http://hama-med.ac.jp)

II. 渡日前に

1. 受入講座で手配が必要なこと

フライトの確保（国費留学生を除く）、寮の入居申請、渡日後の本学までの移動については、留学生自身で行っていただくこととなります。

留学生と連絡を取り、以下のような内容を念頭に必要に応じてサポートをお願いいたします。

1-1. 到着した留学生の大学までの移動は誰がサポートするのか

留学生係では渡日や渡日後の国内移動のサポートは行っていません。浜松までの移動案内、空港や最寄り駅・バス停への出迎え有無の連絡など、受入講座内でサポートをお願いします。

※成田空港やセントレアで入国した場合、入国と同時に「在留カード」が交付されますが、富士山静岡空港では入国時に「在留カード」が交付されず、後日役所にて手続きが必要ですのでご注意ください。

空港から浜松までの公共交通機関の案内は以下のサイトが便利です。

〈成田空港～JR 浜松駅〉

[Narita Airport Access Navigation \(narita-airport.jp\)](http://narita-airport.jp)

〈中部国際空港セントレア～e-wing 浜松西 IC バス停・浜松駅〉

Hamamatsu⇄Centrair Airport Bus e-wing | iN HAMAMATSU.COM

〈関西国際空港～JR 浜松駅〉

[Access Information|Kansai International Airport \(jorudan.co.jp\)](http://Access Information|Kansai International Airport (jorudan.co.jp))

事情により講座内でのサポートが難しい場合、留学生係から留学生に対し、到着空港から浜松までの移動案内を行うことは可能です（業務時間内に限る）ので、必要な場合は事前にご連絡ください。その際は、浜松駅、浜松西 IC バス停到着後について留学生へどのようにお伝えすればよいか併せてお知らせください。

1-2. 到着したその日の晩、留学生が泊まる所はどうするか

留学生の浜松到着が休日や業務時間外となるケースなど、国際交流会館やアプリコットヴィレッジⅢに当日からは入居できない場合もあります。特にアプリコットヴィレッジⅢは民間企業が運営しているため、通常の賃貸同様に契約→鍵の受け渡し→入居の流れが必要です。宿舎に入居できない間は、入居可能日まで自己手配したホテル等に宿泊していただくこととなります。渡日日を留学生と決める際には、その点も留意して計画を立ててください。

1-3. 国際交流会館やアプリコットヴィレッジⅢへの入居手順は？

留学生は、入居に関する書類上の手続きを済ませた上で来日しますが、大学到着後の手続きは、国際交流会館に入居する場合とアプリコットヴィレッジⅢに入居する場合で異なります。大学に到着する日時は詳細に把握の上で事前に留学生係に報告し、到着後は福利施設棟2階国際化推進センターに留学生をお連れください。

● 国際交流会館に入居する場合

① 鍵の受け渡しについて

留学生係の対応可能時間は平日 8:30～12:00、13:00～17:15 となっております。時間内に大学に到着し留学生本人が鍵の受け取りが可能な場合は、事前連絡の上、福利施設棟 2 階国際化推進センターへ留学生をお連れください。その後の案内は留学生係で対応します。

休日等時間外の到着となり上記対応が難しい場合、受入講座の方に事前に国際交流会館の鍵をお渡ししておくことも可能です。到着後、寮の部屋まで留学生をご案内ください（詳細は必要に応じて別途ご説明します）。

② 宿舎案内、居室点検について

入居時に入居者に対して宿舎案内、居室点検を合計1～1.5時間ほど行います。

入居当日か、当日が難しければその翌稼働日に行いますので、渡日前に留学生が対応可能な時間を調整のうえ留学生係までお知らせください。

● アプリコットヴィレッジⅢに入居する場合

入居までは以下のような流れとなります。

契約日時の調整・決定→ライフライン開設の連絡→渡日→契約→入居・ライフライン開設

詳細は実際に留学生がアプリコットヴィレッジⅢに入居することとなった場合にお伝えします。

① 入居契約について

アプリコットヴィレッジⅢは民間企業が管理、運営を行うアパートであるため、入居時には留学生が管理会社と賃貸契約を結ぶ必要があります。契約が完了した日から入居可能になりますが、事前に管理会社と契約日時の調整が必要です。契約希望日の少なくとも 1 週間前には留学生係から管理会社に契約希望日をお伝えする必要があります。

入居前に管理会社に提出を要する入居申込書には緊急連絡先を日本語で記入する欄があります。留学生等より依頼がありましたら、所属講座等の方が所定の申込書の緊急連絡先欄に日本語で入力をお願いします。（国際化推進センターは緊急連絡先になりません。）

また、申請書類提出後に入居審査があり、緊急連絡先に家賃保証会社（株）グローバルトラストネットワークス（GTN）及び管理会社（株）マストレ から確認の電話があります。

② ライフラインの開設について

アプリコットヴィレッジⅢは入居時にガス、水道、電気の開設手続きが必要です。入居日（＝契約日）の確定後、留学生の渡日前にご対応をお願いいたします。特にガスの開設手続きには時間調整のうえ日本語対応可能な方の立ち合いが必要になりますのでご注意ください。

各業者の連絡先等は実際に留学生がアプリコットヴィレッジⅢに入居することとなった場合に詳細をまとめてお伝えします。

③ 生活必需品の購入について

アプリコットヴィレッジⅢは入居時にカーテンなどの用意がありませんので、食器や生活用品などと併せてご対応をお願いいたします。

2. 在留資格について

日本に留学生として入国するためには留学（student）の在留資格を取得する必要があります。

本学への入学決定後、留学生係で在留資格認定証明書(CoE)という留学の在留資格を取得するために受入機関で取得が必要な書類の交付申請を行い、発行されたのち留学生が本国で CoE を提示して VISA 申請を行います。

在留資格取得の手続きは本人と留学生係とで行いますが、手続きを始めてから留学の在留資格で VISA を取得するまでにおおよそ 1.5～3 か月程度要します。

また、VISA 申請の際は申請書に身元保証人の欄があり、受入教員に身元保証人になっていただくようお願いしています。なお、この身元保証人とは、研究者としての査証法承認の日本滞在が適法に行われていることを在外公館長に対して保証する人であり、民法上の「保証人」のように法的責任を伴うものではありません。

III. 来日直後に

1. 住居への入居

国際交流会館、アプリコットヴィレッジⅢのどちらに入居する場合も、入居時に手続きが必要となります。

詳細は、前項「II. 渡日前に 1-3. 国際交流会館やアプリコットヴィレッジⅢへ入居手順は？」をご確認ください。

2. 渡日後ガイダンス

留学生の渡日後、可能な限り早く、留学生係、大学院係にて留学生に対しガイダンスを行います。

大学院係ガイダンスでは、入学料・授業料の納付、各種証明書、定期健康診断、キャンパス情報システム、研究倫理教育 eAPRIN の受講、研究計画書、履修届、出席状況シートなどについて説明します。

留学生係ガイダンスでは、次に記載する区役所での手続きや銀行口座の開設に加え、大学ネットワークの利用、身分証の作成、授業料免除、奨学金、各種誓約書や学内手続き等について説明します。

ガイダンスの所要時間は2時間ほどです。

事前に留学生係より受入講座へ、留学生が対応可能な日程について照会を行います。

以下の項目 3、4 は渡日後に市役所等で必要な手続きです。留学生への説明は渡日後ガイダンスで行いますが、実際の手続きの際は受入講座でサポートをお願いします。

以下の流れで進めることを推奨します。

印鑑作成→中央区役所または東行政センターにて住居地の届出、国民年金、国民健康保険手続き→ゆうちょ口座開設オンライン手続き→ゆうちょ銀行窓口にて口座開設申請

3. 区役所または東行政センターでの手続き

入国から14日以内に住居地(住所)を届け出る必要があります。また、在留カードを持つ留学生は、年金と国民年金への加入が義務づけられています。

渡日直後の留学生は日本の生活にまだ不慣れです。先輩の留学生などからサポートしてもらえる場合もありますが、留学生本人と相談し、必要に応じて受入講座やチューターでのサポートをお願いいたします。

● 居住地の届け出(転入届)

※ 居住地の届け出の際、マイナンバーカードも申請しておくと、授業料免除申請時に必要な市民税・県民税課税証明書の取得に便利です。

【申請窓口】

浜松市中央区役所 区民生活課

浜松市中央区元城町 103 番地の 2 (浜松市役所本館 1 階北) TEL : 053-457-2121
東行政センター 証明・届け出担当

浜松市中央区流通元町 20 番 3 号 (旧浜松市東区役所 1 階) TEL : 053-424-0154

【必要なもの】 在留カード、パスポート

● 国民年金、国民健康保険への加入

※ 国民年金加入手続きの際、「学生納付特例申請」も行ってください。

保険料の免除が受けられます。(免除が承認された場合は毎年免除申請ハガキが届きますので、翌年からは郵送での申請が可能です)

※ 国民健康保険加入手続きの際、「保険料の軽減措置」も申請してください。

保険料は日本での前年の所得を基に計算されます。渡日後 2 年日以降、所得が不明の人には市役所から所得確認の書類(所得申告)が届く場合がありますが、その書類を基に保険料が計算されるため必ず提出が必要です(申告しない場合、所得が 0 でも応益割の軽減措置なしで計算されるため保険料が高くなる可能性があります)。

【申請窓口】

浜松市中央区役所 保険年金課

浜松市中央区元城町 103 番地の 2 (浜松市役所本館 1 階南) TEL : 053-457-2216

東行政センター 保険年金担当

浜松市中央区流通元町 20 番 3 号 (旧浜松市東区役所 1 階) TEL : 053-424-0183

【必要なもの】 在留カード、パスポート、本学の学生証

4. ゆうちょ銀行口座の開設手続き

国費や本学国際交流奨学金、文部科学省学習奨励費などの受給のために、渡日後すぐに銀行口座開設が必要です。文部科学省関連の奨学金の振込はゆうちょ銀行口座指定のため、本学では留学生全員にゆうちょ銀行口座を開設するよう案内しています。

開設の申請には印鑑が必要となります。はんこ屋等で作成してから開設手続きを進めてください。

積志郵便局より、手続き時間短縮のため必ず事前に下記 HP から口座開設申請書(多言語対応)を作成し、日本人付き添いの上で窓口へお越しく下さい、とお願いがありましたのでご協力願います。

【必要なもの】 申請書、在留カード、本学の学生証、印鑑

口座開設 | ゆうちょ銀行 (japanpost.jp)

※入国から 6 か月は非居住者扱いとなるため、口座からの送金に制限があります(ATM からの送金は不可。アプリやゆうちょ窓口等での送金手数料は国際送金と同様(3000 円~7500 円))。

ゆうちょ銀行直営店窓口で払込取扱票を使い現金払いするか、または居住者にお願いし振込人の名前を変更して送金してもらうことで手数料を抑えることが可能です。渡日から 6 か月経過後、ゆうちょ窓口で非居住者から居住者への変更手続きをすると口座からの送金が可能になります。

IV. 留学生支援について

1. 私費外国人留学生を対象とした奨学金

浜松医科大学国際交流奨学金

本学では私費外国人留学生への独自の奨学金として、「国際交流奨学金」という奨学金制度があります。浜松医科大学国際交流奨学金の概要は以下のとおりです。（※令和7年10月入学者より制度改正）

対 象： 大学院医学専攻博士課程、光医工学共同専攻博士後期課程及び看護学専攻博士後期課程に私費外国人留学生として入学予定の者

申込時期： 医学専攻博士課程の入学希望者は出願書類の中に奨学金給付申請書があります。

光医工学共同専攻博士後期課程の入学希望者は、合格後に留学生係から案内します。

選 考： 学長は、大学院博士課程の入学試験成績により、成績、人物ともに優れている者を選考し、在学期間1年目の奨学金の給付を決定します。在学期間2年目以降については、指導教員が実施する評価に基づき、次項の加算額給付者を含め学長が決定します。

奨 学 金： 奨学金の給付額は、次表のとおり基礎額に加算額を併せた額とします。

在学期間	基礎額（月額）	加算額（月額）	備考
1年目	50,000円	0円	他機関から奨学金等を月額100,000円以上受給している場合は、150,000円から当該受給額を差し引いた額を支給。
2年目	90,000円	20,000円	他機関から奨学金等を月額40,000円以上受給している場合は、150,000円から当該受給額を差し引いた額を支給。
3年目	110,000円	20,000円	他機関から奨学金等を月額20,000円以上受給している場合は、150,000円から当該受給額を差し引いた額を支給。
4年目	120,000円	20,000円	他機関から奨学金等を月額10,000円以上受給している場合は、150,000円から当該受給額を差し引いた額を支給。

支給期間： 各課程の標準修業年限を上限とする。

なお、本奨学金は奨学金の目的、使用用途、支給要件等を留学生に理解してもらうために留学生が受給者として採用される際に誓約書にサインを求めています。

誓約書の様式は以下を確認してください。

誓約書様式：[reference material_HUSM International Exchange Scholarship \(Pledge\).pdf](#)

学習奨励費

私費外国人留学生が申請できる主な奨学金に、JASSO（日本学生支援機構）の「文部科学省 外国人留学生学習奨励費」があります。事前に本学に配分された枠内の人数の新入生が、入学時から一定期間奨学金を受給することができる制度です。

(文部科学省外国人留学生学習奨励費)

対 象： 渡日前入学許可制度により大学院医学専攻博士課程及び光医工学共同専攻博士後期課程に
入学予定の私費外国人留学生

申込時期： 4月入学者：3月ごろ、10月入学者：9月ごろ
(留学生係から対象の留学生あてに通知します)

条 件：学習奨励費との併給を制限されている奨学金等の給付を受けていないことその他、仕送り金額
や在日扶養者の年収などの条件があります。

奨 学 金： 月額 48,000 円

支給期間： 4月入学者：12か月間
10月入学者：6か月間

その他の奨学金

その他、外部の各種機関が公募している奨学金への申請が可能です。本学に募集案内が届いたものについては留学生係から私費外国人留学生指導教員あてに通知しますので、通知が届きましたら指導している留学生へ案内をお願いいたします。

外部の奨学金の多くは申請書類作成や面談において申請者の日本語能力が求められます。また、奨学金によっては、英語で作成した書類に正確な日本語訳の添付が必須であったり、提出する書類に対して指導教員などのしかるべき指導、チェックを受けられることが条件となっていたりと、指導教員による推薦状の作成以外にも講座でのサポートが必要になるものが多いです。

本学国際交流奨学金を受給している留学生が他機関からの奨学金等に採用となった場合は、留学生係までお知らせください。他機関から併給可能な奨学金を月額 50,000 円以上受給する場合、その期間本学国際交流奨学金は 150,000 円から当該受給額を差し引いた額を給付することとなります。

2. チューター制度

新入留学生に対し、大学での学習や日本での生活をサポートするために、チューター制度を設けています。チューターは、原則として同じ所属講座の日本人大学院生を充てることになっています。

対象の留学生が入学する1か月ほど前に受入講座に対してチューター推薦依頼を行いますので、留学生を受け入れる場合事前にチューターの候補者を検討しておくことを推奨します。

また、チューター活動に対して大学は謝金を支払います。チューター活動を十分に行える時間を確保でき、責任を持って留学生を指導できる学生の推薦をお願いします。期間は入学後1年間です。

チューターは留学生の研究・実験指導や在留手続き、日本語の会話補助、勉強のサポートなどのほか、市役所での手続きのサポート、留学生用宿舍アプリコットヴィレッジⅢへの入居時に必要な手続き、電気、ガス、水道の契約、布団、カーテンの購入などのサポートなども業務内容として謝金を支出することが可能ですのでご活用ください。

【指導時間数】

46時間以内／半期（6ヶ月間）

【謝金単価（1時間あたり）】

1,200 円（令和5年10月より）

【チューターの仕事内容】あくまでも一例です

- 学習面のサポート（日本語の指導、レポートの書き方の指導、実験の指導）
- 生活面のサポート（渡日時の出迎え・市役所での手続きの手伝い、各種請求書等の支払方法の案内、病院への同行、アパート契約の手伝い）

3. 日本語課外補講

国際化推進センターでは、日本語の学習経験がない留学生向けの初級クラスと、初中級レベルの日本語クラスを開講しています。受講料は無料で、本学に在籍する留学生はだれでも受講が可能です。

初 級：月曜日、火曜日 9：00～10：00

初中級：月曜日、火曜日 10：00～11：00

日本語の勉強は留学生の日本での生活や奨学金を獲得するにあたって非常に重要なことですので、上記時間の留学生の日本語補講出席についてご配慮くださいますようお願いいたします。

4. 授業料免除

授業料免除は学務課学生支援係が担当ですが、留学生への案内は留学生係で行っています。授業料免除の申請には、前年度の市民税・県民税課税証明書や源泉徴収票などの必要書類をそろえて提出する必要があります。

必要書類の中に指導教員の所見を記入する必要がある書類がありますので、留学生から依頼がありましたら記入をお願いいたします。

授業料免除は書類の確認と面談を経て免除率が決定されます。基本的に全額免除されることはなく、その年度の予算状況と申請人数、学生の経済状況を考慮して10～90%の免除があります。申込期間は毎年前期分については3月頃、後期分については8月頃です。詳細は学務課学生支援係に確認してください。

5. 留学生研究活動旅費支援制度

留学生係では毎年、留学生の学会出席や他の研究機関等に研究に関する資料収集へ行くための国内旅費の支援を行っています（予算がついた場合）。例年12月ごろに募集を行っており、その時点ですでに講座での支出が完了している場合も予算振替による支援が可能です。ただ、講座での支援を科研費で支出していた場合は予算振替による対応ができませんので、申請予定のものについては科研費では支出しないようお願いいたします。

V. 留学生の宿舎について

本学留学生の入居先選択肢は国際交流会館、アプリコットヴィレッジⅢ、民間アパートがあります。留学生の合格発表後、入学者全員に国際交流会館、アプリコットヴィレッジⅢのどちらに入居を希望するか本人に確認し、もしアプリコットヴィレッジⅢの空室以上に入居希望が出た場合は抽選を行い、抽選に漏れた留学生へは国際交流会館を案内します。

国際交流会館は入学者数に応じて入居中の留学生に退去を依頼するため、新入留学生が入居できなくなることはありません。

1. 国際交流会館

外国人留学生と外国人研究者の生活の場として国際交流会館が設置されています。单身室20室、夫婦室6室、家族室4室の合計30室あります。

以下のリンク先にて設備の写真が掲載されていますのでご参照ください。また、リンク先には国際交流会館入居案内のPDFが掲載されており、そこで設備や料金等の詳細を確認することができます。

英語ページもございますので留学生への案内時にご使用ください。

日本語ページ：[宿舎 | 国立大学法人 浜松医科大学 \(hama-med.ac.jp\)](http://hama-med.ac.jp)

英語ページ：[Accommodation | Hamamatsu University School of Medicine \(hama-med.ac.jp\)](http://hama-med.ac.jp)

单身室：使用料、共益費 計 20,000 円/月＋光熱水費

夫婦室：使用料、共益費 計 38,000 円/月＋光熱水費

家族室（1階）：使用料、共益費 計 44,000 円/月＋光熱水費

家族室（2階）：使用料、共益費 計 42,000 円/月＋光熱水費

2. アプリコットヴィレッジⅢ

職員宿舎として建設されたアプリコットヴィレッジのうちⅢは一部が留学生用となっており、留学生が入居可能な部屋が12室あります。夫婦での入居も可能です。

使用料、共益費 計 29,000 円/月＋光熱水費

3. 民間アパート

近年の留学生の入学者数の増加や短期留学生の受入希望の増加に伴い、国際交流会館の入居状況が逼迫しています。そのため、毎年夏ごろにその年の新入留学生の人数に応じて入居中の留学生に退去を依頼する場合があります。

また、継続研究生（標準終了年限までに学位を取得できなかった場合、学位を取得するまで最長2年間取得できる非正規学生の身分）は国際交流会館への入居を認めていません。

留学生係で紹介できる物件として、株式会社丸八アセットマネジメントの紹介する物件をホームページに掲載しています。比較的安価で入居時費用や保証人が不要な物件もありますので、参考にしてください。

[民間アパート情報 | 浜松医科大学国際化推進センター \(hama-med.ac.jp\)](http://hama-med.ac.jp)

VI. 留学生関連のイベントについて

留学生系では本学の国際交流の促進及び外国人留学生との相互理解のために様々なイベントを行っております。

留学生指導教員の先生がご参加いただけるものもございますので、ぜひご参加ください。

1. English Café

毎月1度、本学学部学生や大学院生、教職員と留学生との交流の場としてランチタイムの1時間、英語で楽しくコミュニケーションをする English Cafe という催しを本学国際交流サークルの HOPE と共催しています。所属の留学生に参加するようお声がけいただけますと幸いです。

2. 留学生研修旅行

留学生が日本の文化、歴史、風土、産業等の見聞を広め、日本をより深く理解すること、留学生・教職員相互の理解や親睦を深め、これからの勉学、研究を推進していくうえで役立てることを目的として留学生研修旅行を実施しています。毎年10～11月の秋ごろに日帰りで実施しております。なるべく多くの留学生に参加していただきたいので、留学生から出席したいと相談がありましたらご配慮をお願いいたします。

3. 留学生研究報告会(ウェルカムイベント)

10月入学の留学生が来日して少ししたタイミングで、ウェルカムイベントの一環として留学生研究報告会を開催しています。大学院3年生の留学生が自身の研究内容について報告を行うものです。開催する際はメールやポスターで告知しますので、指導教員の先生方もぜひご参加ください。

4. 国際交流のつどい

本学の国際交流に関してご支援をいただいている国際交流事業関係者や地域関係者の方々をお招きして外国人留学生・研究者との親睦を深めることを目的としたイベントで、例年2～3月ごろに開催しています。

異なる文化やバックグラウンドを持つ人々が気軽に交流できる良い機会ですので、指導教員の先生方もぜひご参加ください。

VII. Q&A

1. 留学生の生活費はどのくらいかかりますか？

留学生によって状況は異なりますが、寮費や食費等の生活費として月額 10 万円前後はかかります。

また、入学直後は初回授業料と入学料で約 20 万円（最大限免除された場合）かかり、通常の生活費に加えて生活用品の購入や寮の初期費用にもお金がかかります。

また、国費、本学国際交流奨学金とも、奨学金の初回の支給は日本での銀行口座開設後になるため、渡日してから 1～2 か月後になります。

そのため、入学料と初回授業料以外に当面の生活費として 30 万円程度は自国から用意してくることを勧めております。

2. 外国人留学生はアルバイトは可能ですか？

国費外国人留学生、私費外国人留学生はともにアルバイトをすることができますが、アルバイトをするためには、必ず事前に在留資格上の「資格外活動許可」を得る必要があります。資格外活動許可を得ている学生は在留カードの裏面に資格外活動許可を得ている旨のスタンプが押されています。「資格外活動許可」申請は出入国在留管理局窓口で受け付けています。

アルバイトはあくまでも修学のための補助的手段ですので、学業に支障をきたさないように十分考慮するよう指導してください。

なお、留学生がアルバイトに従事できる時間は週 28 時間以内と定められています。

また、アルバイトをする場合は留学生から留学生係に「就労届」を提出する必要があります。就労届に承諾の押印をするよう留学生から依頼があった場合は、上記を踏まえた上で、押印をしてください。

なお、TA、RA など、大学との契約に基づいて報酬を受ける業務に関しては、「資格外活動許可」を受ける必要はありません。就労届の提出も不要です。

名古屋出入国在留管理局浜松出張所

〒430-0929 静岡県浜松市中央区中央1丁目12-4 浜松合同庁舎1階

TEL：053-458-6496

窓口受付時間：9時～12時、13時～16時（土・日曜日、休日を除く）

3. 留学生が経済的に困窮している場合、どうすればよいですか？

本来、日本に留学する時点では経済的な問題は存在しないことが前提となっています。留学生は在留資格認定証明書の交付申請時に、日本留学中の経費を支弁する能力があることを証明しなければなりません。それでも諸般の事情で経済的に困窮しているようなら、各種外部奨学金に申請する、あるいは適切なアルバイトを探すなどの対応をとるように留学生にご指導ください（※外部の奨学金は、日本語能力のある学生向けのものが大半ですので、ご留意ください）。

また、奨学金を受給できると期待して入学したために、不採択になって困窮する場合もあるかもし

れません。私費留学生の場合は、少なくとも1年間は日本で暮らせる費用（入学金、授業料、生活費など）を準備するように受け入れる前に本人に伝えてください（目安：少なく見積もっても年間150万円程度）。どうしても経済的な問題を解決できない場合は、休学して自国へ戻り、資金の準備ができたら再来日することも選択肢の一つです。

4. 外国語対応可能な病院について

留学生が病気や怪我などで病院にかかりたい場合は、自身で医療機関を受診することになります。国民健康保険証（マイナンバーカード）と在留カードを持参してください。

〈外国語対応可能なクリニックの検索〉

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

5. 留学生が一時帰国する際に必要な手続きはありますか？

日本人学生・留学生に関わらず、危機管理の観点から、学生が在学中に海外へ渡航する場合（私事渡航含む）は、渡航前に必ず海外渡航届を学務課に提出する必要があります（留学生は留学生係に提出）。また、帰国時には帰国届を同じく留学生係に提出する必要があります。

学務課国際化推進室留学生係

TEL: 053-435-2210

FAX: 053-435-2403

E-mail: kokusai@hama-med.ac.jp